

ふるさと新潟応援寄附金体験型観光利用券対象事業者募集要領

令和元年8月29日

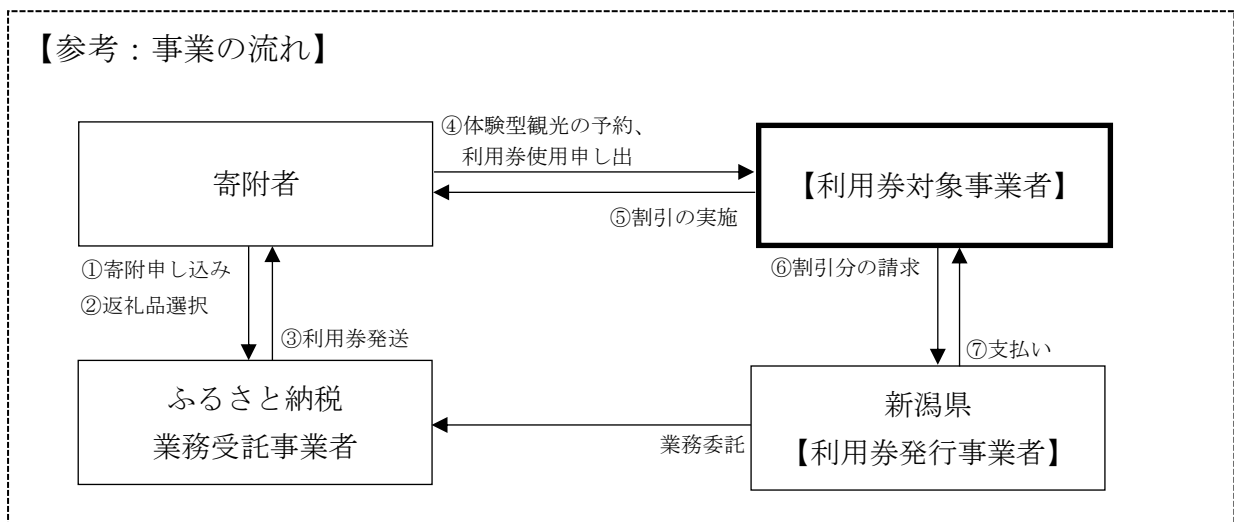
(改正 令和4年4月1日)

1 目的

「ふるさと新潟応援寄附金」の寄附者に対する返礼品のうち、「体験型観光利用券」(以下、「利用券」という。)の対象事業者について要件等を定めるもの。

2 利用券対象事業者の定義

「利用券対象事業者」とは、新潟県が「ふるさと新潟応援寄附金」の返礼品として発行する利用券により、寄附者に対し4に定める体験型観光サービスの割引を行う法人又は団体等をいう。



3 利用券対象事業者の要件

次に掲げる条件を全て満たす者として登録された者。

- (1) 4に定めるサービスを寄附者に提供できること。
- (2) サービスの提供を実施できる人員体制が整っており、寄附者からの信頼確保に努めるなど、責任ある対応ができること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 新潟県の県税の納入義務を有する者にあつては、当該県税の滞納がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生

計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。) であること。

- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 新潟県暴力団排除条例第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (9) この事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。ただし、書面により新潟県の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (10) この事業の実施に係る自社の権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継しないこと。ただし、書面により新潟県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (11) その他公序良俗に反しないこと。

4 利用券の適用

- (1) 割引対象とすることのできる体験型観光サービス

次に掲げる体験で新潟県内において行われるもの。ただし、新潟県が「ふるさと新潟応援寄附金」の寄附者に対する返礼品として相応しくないと判断したものを除く。

- ① 新潟県の海、山、森、田園、里山などの自然を感じられる場所で行われる体験。
- ② 新潟県の野菜、果物、花、米、生き物、鉱物など、又は伝統工芸など地域に古くから伝わる技術や文化等を素材にした体験。

(例) キャンドルを作り雪の中に設置する、その地域を熟知したプロの話を聞きながら地域に根付く手工芸を体験する、スキューバダイビング、シュノーケリング、乗馬体験、ラフティング、トレッキング、パラグライダー、釣り体験、観光農園、芸能体験、郷土料理体験、工芸体験、ガイド付きまち歩き、田植え・稲刈り体験、農業体験、漁業体験、スキー&スノーボード、スノートレッキング、ソリ遊び、かまくら体験、周遊ツアー（観光タクシーを利用した周遊プラン等を含む）等

- (2) 割引対象となる体験型観光サービスの費用

次に掲げる費用であって、サービス料金に含まれるもの

- ① 体験型観光サービスにおいて使用する必要最低限のものであり、事業者から提供される物品の購入費用
- ② 体験型観光サービスの一環で行われる食事の費用
- ③ 体験型観光サービスの一環で利用する観光施設等の入館料等
- ④ 体験型観光サービスにおいて参加者が加入する保険への充当

(3) 利用券の利用時に係る制限等

項目	利用券の利用可否、制限の有無
旅行社や旅行予約サイトを通して予約した場合の利用	可。ただし、対象事業者に利用券を使用する旨を連絡する必要あり
事前決済での利用	不可（当日決済のみ）
利用券の複数枚利用	可
同一人による利用券割引の複数回利用	可
他の割引券との併用	対象事業者の判断による
割引上限額・下限額	制限なし
釣り銭の支払い	不可
クレジットカード決済	対象事業者の判断による ※利用料金から割引額を除いた金額でクレジットカード決済を行う。

(4) 利用券の取り扱いに係る制限等

項目	可否
寄附者以外の利用券の利用	限定的に可。次の場合に限られる。 ・寄附者本人の同行者 ・(寄附者本人不在の場合) 寄附者の三親等内の親族及びその同行者 寄附者本人不在の場合、利用券の利用者（三親等内の親族）の氏名及び寄附者本人との続柄を券面に記載することになる。
キャンセル料への充当	不可 ※対象事業者の約款に従い、通常どおりキャンセル料を利用者に請求する。
利用券の転売	不可
換金、他の商品との交換	不可
再発行	・寄附者による紛失、盗難、破損の場合は再発行不可 ・郵送時に毀損又は滅失した場合は寄附者に再度発送する。

5 登録の申請及び結果の通知

(1) 提出書類

次に掲げる書類を作成し提出すること。

また、アに記載する登録情報に変更が生じた場合は、随時、書類を提出すること。

ア 「ふるさと新潟応援寄附金体験型観光利用券対象事業者登録申請書」(様式1)

イ 「暴力団等の排除に関する誓約書」(様式2)

ウ 納税証明書(「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のないことを証する書類)

エ 新潟県の県税の納入義務を有する者にあつては、当該県税の滞納がないことを証する書類

オ 体験型観光サービスを提供するのに資格等が必要である場合は、当該資格等を証する書類(営業許可証の写し等)

カパンフレット等案内

(2) 募集期間等

募集期間：随時

提出先：〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局 地域政策課

TEL：025-280-5096 FAX：025-280-5227

e-mail：ngt000200@pref.niigata.lg.jp

提出方法：郵送、FAX、電子メールのいずれか

(3) 結果の通知

全ての申請者に対して文書で通知する。

6 利用券対象事業者の業務

(1) 割引の実施(前記2 図中⑤)

ア 寄附者が体験型観光サービスの精算をする際に提出する利用券を受領する。

イ 利用券を回収し、利用券に利用日、事業者名、利用人数、利用料金、利用枚数合計を記入する。

ウ 利用券枚数分の割引を実施する。

(2) 新潟県への請求(前記2 図中⑥)

ア 毎月月末締めで、利用券利用実績を集計する。

イ 翌月上旬を目途に新潟県(利用券発行業者)へ請求書及び利用券を郵送する。

(3) 寄附者への対応

ア 利用券の利用にあたり、利用券対象事業者が判断する項目に係る問い合わせに対応する。

イ 体験型観光サービスの利用に関して寄附者からの苦情等があった場合、利用券対象事業者の責任において対応する。

7 その他の留意事項

- (1) 申請書の作成及び提出等に要する費用は、利用券対象事業者が負担する。
- (2) 提出後の書類等は、採用・不採用にかかわらず返却しない。
- (3) 新潟県は、提出のあった申請書等を審査以外には無断で使用しない。
なお、審査の際は、必要な範囲において、事業者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 利用券対象事業者は、新潟県が必要と判断した場合は随時、3に定める要件に関する確認資料を新潟県に提出すること。
- (5) 利用券対象事業者は、3に定める要件を満たさなくなった場合は、速やかに新潟県に申し出ること。
- (6) 失格事項
次に掲げる場合に該当すると判明した場合は、利用券対象事業者の登録を取り消すものとする。
 - ① 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した場合。
 - ② 提出書類に虚偽の記載をした場合。
 - ③ 利用券対象事業者の要件を満たさなくなった場合。
- (7) 体験型観光サービス代金の割引を行った後、支払いまで最大で2か月程度、未収金（売掛金）が発生する。
- (8) 4に定める体験型観光サービスの提供を通じて問題が発生した場合、新潟県は一切の責任を負わない。

附則

- 1 この要領は令和元年8月29日から施行する。
- 2 前項に定める施行日以前から利用券による体験型観光サービスの割引を行う事業者については、利用券対象事業者とみなして本要領を適用する。

附則

- 1 この要領は令和4年4月1日から施行する。